

<目指す姿Ⅱ> 妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち

取組の方向性

(1) 子どもや家庭への医療・健康支援

【現状と課題】

子どもが健やかに成長するためには、母子が心身ともに健康を保持し、増進することが必要とされます。

豊島区では、令和4年に児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うため組織を見直し、既存組織に加えて新たに「子ども家庭支援センター」を設置することで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築しました。

令和5年度に実施した子育て家庭へのアンケート調査においては、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」や、「母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子保健事業の充実」を望む声が多くなっています。核家族化の進行や労働環境の変化等により共働き世帯が増加したり、新型コロナウイルス感染症防止対策を起因としてテレワークやオンライン化が急速に導入されたりと保護者の働き方やライフスタイルが大きく変化していく中で、子どもや家庭にに応じて必要な情報や支援が提供される環境が求められています。

【方向性】

全ての家庭を対象に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を提供していきます。その際、区、保健所、医療機関、幼稚園、保育所等の関係機関が緊密に連携し、情報を共有することで、積極的かつ包括的な相談対応や子どもの健康確保を促進します。また、デジタル技術を活用して、子育て関連の手続き負担の軽減と情報発信・広報の改善を行い、子育て家庭の手続きの利便性向上を進めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 62.5%	↗
これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合	令和5年度	保護者 48.8%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

① 妊娠期からの切れ目ない支援

計画事業				
事業名	事業内容		担当課	
29	こんにちは赤ちゃん事業	【再掲】	健康推進課 長崎健康相談所	
新規	43	としま子育て応援パートナー事業	特に支援を必要とする妊婦及びその家族について、サポートプランを作成し継続的な支援を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
新規	44	ゆりかご・としま事業	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズを配布します。	健康推進課 長崎健康相談所
新規	45	母子手帳アプリ母子モ	妊娠・成長記録、子育て情報の配信、予防接種のスケジュール管理のほか、面接の予約や検診のデジタル化を推進します。	健康推進課 長崎健康相談所 保健予防課
	46	妊婦健康診査	妊婦の健康保持増進を図るため、妊婦に対し妊婦健康診査・超音波検査・子宮頸がん検診の公費助成を実施します。また、産婦に対し、母体の回復や授乳状況の把握を行う産婦検診の公費負担を推進します。	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課
	47	育児支援ヘルパー事業	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。 ※ひとり親家庭は要件が異なります。	子ども家庭支援センター
	48	入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。	子育て支援課
新規	49	こどもつながる定期預かり事業	保育所等に通っていない未就学児を週1回定期的に預かり、子ども同士の触れ合いや保育師との育児相談の機会を創出します。	保育課
	50	一時保育事業	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月（保育園は1歳）から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。	子ども家庭支援センター 保育課

② 子どもの健康確保のための取組

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
51 乳幼児健康診査	乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	①乳児（3～4か月児）健診受診率 ②3歳児健診受診率	①96.7% ②92.9%
			①97.0% ②95.0%

第3章 施策の方向

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
52 新規	離乳食講習会 生後 5 か月以降に開始する離乳食のすすめ方について、口の機能の発達に合わせた調理のポイントや実演を交えた講習会を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
53	乳幼児歯科衛生相談事業 乳幼児をむし歯から守るために、1 歳児、2 歳児、2 歳 6 か月、3 歳 6 か月から 4 歳未満までを対象に歯科健診、歯みがき指導、予防処置（フッ化物塗布）を行います。また、希望する保育園に対し、歯みがき指導を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
54	予防接種事業 ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。	保健予防課
55	先天性風しん症候群予防対策事業 胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR（麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン）または風しん予防接種費用の全額助成を行います。	保健予防課
56	子どもの医療費助成事業 中学校 3 年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費（乳幼児は食事負担額を含む）の自己負担分を助成します。	子育て支援課
57	休日診療事業 休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療（昼間）並びに内科・小児科の休日及び土曜診療（準夜間）を実施します。	地域保健課
58	平日準夜間小児初期救急診療事業 都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15 歳以下の子どもを対象に、平日の準夜間（午後 8 時～11 時）に週 5 日間、小児初期救急診療を実施します。	地域保健課
59	こどものぜん息水泳教室 気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。	地域保健課
60	子どものための禁煙外来治療費助成事業 胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、妊婦本人及び妊婦や 18 歳未満の子どもと同居する者並びに 20 歳未満の喫煙者が、区長が指定する医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。	地域保健課

第3章 施策の方向

取組の方向性

(2) 子育て家庭への支援

【現状と課題】

令和5年度に実施したアンケート調査でも、共働き世帯は非常に多いことが示されています。また、育児に関して特に不安なことや悩んでいることとして、保護者の46.1%が「仕事と子育て両立に関すること」と回答しており、ワーク・ライフ・バランスの難しさが伺えます。「不安や悩みはない」と回答した保護者は全体の18.9%であり、「遊ばせ方やしつけに関すること」、「経済的な負担に関すること」、「病気や発達に関すること」など子育て家庭が持つ不安や悩みは多岐に渡っています。保護者の13.0%が「子育てが精神的に負担になっていること」と回答し、8.5%が「気軽に相談できる場所がわからないこと」と回答していることから孤独感や孤立感を抱えながら子育てをしている保護者の状況が伺えます。子育て環境が変化していく中で、安心して子育てができるように、また、子どもの今や将来がその生まれ育った環境で左右されることのないように子育て家庭や子どもの状況に応じた働きかけや支援を行っていくことが重要です。

【方向性】

必要な家庭に適切な支援が行き届くよう、福祉・保健等横断的に子育て家庭への支援サービスの充実を図ることで、地域の子育て支援を一体的に進めていきます。併せて、家庭教育を進めて育児の担い手を増やすとともに、相談支援を実施して、保護者である母親、父親等が地域とつながり、安心して子育てできるような環境づくりに取り組みます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
子育てが楽しいと感じることが多いと答えた保護者の割合	令和5年度	就学前 67.9%	↗
育児に不安や悩んでいることは特にないと回答した保護者の割合(%)	令和5年度	就学前 18.9%	↘
子育ての相談について頼れる人がいると回答した保護者の割合(%)	令和5年度	・小学生保護者 71.8% ・中高生保護者 65.8%	↗
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合(%)	令和5年度	・小学生保護者 3.7% ・中高生保護者 9.0%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子育て支援サービスの充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
61	東部・西部子ども家庭支援センター事業	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	調整中	調整中	調整中

事業名		事業目標	事業内容	
62	地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	地域区民ひろば課	延べ利用者数	149,051人	222,500人

計画事業				
事業名		事業内容		担当課
32	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	【再掲】		子育て支援課
47	育児支援ヘルパー事業	【再掲】		子ども家庭支援センター
63	マイほいくえん事業	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実に図ります。出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実に図ります。		保育課
新規	子どもショートステイ事業	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います。		子ども家庭支援センター
65	ファミリー・サポート・センター事業	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方（利用会員）と子育ての援助ができる方（有償ボランティアの援助会員）からなる会員組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中での子育てを支援します。		子育て支援課
66	子育てひろば事業補助	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。		保育課
67	産後ケア事業	おおむね産後4か月未満の、産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を行います。		健康推進課 長崎健康相談所

第3章 施策の方向

68	妊婦のための支援給付事業	妊娠期の経済的負担軽減のため、支援給付を実施します。あわせて妊婦等に対する相談支援を行います。	健康推進課
69	子育て支援総合相談事業	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	子育て支援課

②家庭教育支援

計画事業				
事業名	事業内容		担当課	
70	家庭教育推進事業	区立小中学校 PTA 及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援し、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。	庶務課	
新規	71	母親学級、パパママ準備教室	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の摂生、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
72	母親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間（NPO）との共催も視野に入れた講座なども行います。	子ども家庭支援センター	
73	父親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座を実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。	子ども家庭支援センター	
74	親の子育て力向上支援事業	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。	子ども家庭支援センター	
75	保護者向け就学前教育に関する啓発	保幼小中連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。また、既存の子育て支援施策を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図ります。	庶務課（教育施策推進担当課長）	

③相談支援

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
61 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	調整中	調整中

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
30 子育て訪問相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
63 マイほいくえん事業	【再掲】	保育課
69 子育て支援総合相談事業	【再掲】	子育て支援課
76 乳幼児健全育成相談事業	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	保育課

④生活困窮家庭への支援

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
77 生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	子育て世帯を対象に、保護者へは就労体験や各種助成制度の紹介など、困窮課題解決のための支援、お子さんへは区内の無料学習支援活動を行う団体等のご紹介をします。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課 福祉総務課	①支援者数 ②無料学習団体数（とこネット登録団体数）	①19人 ②15団体 19教室	①30人 ②19団体 23教室

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
78 家計改善支援事業	家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	福祉総務課
79 学力向上・進学支援プログラム	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	生活福祉課 西部生活福祉課
80 被保護者自立促進事業	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	生活福祉課 西部生活福祉課
81 奨学基金援護事業	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	西部生活福祉課 子育て支援課
82 就学援助費支給	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	学務課
83 受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	福祉総務課
84 被保護者次世代育成支援事業	原則として小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対し、専門の支援員が面談や訪問による学習状況・生活状況の把握、課題に応じた相談支援、進学に関する情報提供、無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていただけるように支援します。	生活福祉課 整備生活福祉課

新規

第3章 施策の方向

⑤ひとり親家庭への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
85 ひとり親家庭支援センター事業		ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	
担当課	子育て支援課	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
		相談件数	7,224件	8,000件

計画事業				
事業名	事業内容		担当課	
23	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	【再掲】	子育て支援課	
31	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	【再掲】	子育て支援課	
86	養育費に関する取り決め促進事業	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。	子育て支援課	
87	母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	子育て支援課	
88	母子家庭等自立支援給付事業	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	子育て支援課	
89	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	子育て支援課	
90	福祉住宅	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅課	
91	母子生活支援施設	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課	

<目指す姿Ⅲ> 子どもが主体的に学び 育つことができるまち

取組の方向性

(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

【現状と課題】

これまで、豊島区では積極的に私立保育園を整備する等し、区の保育施設においては、令和2年度以降待機児童ゼロを維持しているところです。一方で、近年は0～5歳人口の減少や0歳児を中心とした年度当初の保育施設の定員割れ等、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、障害児や医療的ケア児、外国籍児童等、特別な配慮が必要な子どもの増加や、地域で孤立しがちな在宅子育て家庭への支援が求められています。こうした中で、令和6年5月から「豊島区子ども・子育て会議」に専門委員会を設置し、今後の区立保育園の役割を明確にするための検討を進めています。

また、学童クラブの利用児童数は増加を続けていましたが、対象により事業時間を定める等により待機児童はゼロとなっています。子ども一人当たりのスペースや配置職員の確保といった質的向上が課題となっています。子どもが安全・安心な環境のもとで自分らしく好きなことをしながら過ごせる居場所が求められています。

【方向性】

今後の区立保育園のあり方として整理した役割である①保育所保育指針に基づく模範となる保育の提供、②全ての子育て家庭に対する支援、③区全体の保育の質向上、④児童福祉分野の人材育成、⑤災害時・緊急時における保育の確保、⑥保育定員の調整を担えるよう区立保育士の人材育成や施設整備及び配置を進めていきます。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

子どもスキップと学校の連携により子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる居場所を確保していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 52.7%	↗
保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持

根拠：計画策定のためのアンケート調査、保育課、放課後対策課作成資料

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
92 私立保育所施設整備助成		地域の保育需要に対応した保育定員を確保するとともに、私立保育所の改修等を支援します。	大規模マンションの竣工等に伴う対策として、新たな私立保育所を整備し、必要な保育定員を確保します。また、老朽化した私立保育所の改修等に対する補助を実施します。	
			目標	現状値（令和5年度）
担当課	保育課	調整中	調整中	調整中

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
49 新規 こどもつながる定期預かり事業	【再掲】	保育課
50 一時保育事業	【再掲】	子ども家庭支援センター 保育課
93 新規 幼児教育センター機能の整備	区内の幼児教育の支援拠点となる「幼児教育センター機能」を整備し、各幼児教育施設へアプローチカリキュラム（就学前5歳児指導計画）に基づく研修の実施などにより、公立、私立幼稚園、保育園など施設の種別を問わず、一体的に幼児教育の質の底上げを図っていきます。	庶務課
94 新規 医療的ケア児の受入れ	医療的ケア児を保育所で保育し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	保育課
95 通常保育事業	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。	保育課
96 家庭的保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。	保育課
97 小規模保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。	保育課
98 居宅訪問型保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。	保育課
99 認証保育所運営費等補助事業	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。	保育課
100 延長保育事業	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。	保育課
101 病児・病後児保育事業	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。	保育課
102 訪問型病児保育補助事業	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。	保育課
103 休日保育事業	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。	保育課
104 短期特例保育	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に（利用期間は原則1か月以内）欠員のある保育園で預かります。	保育課

第3章 施策の方向

105	認証保育所保育料負担軽減補助事業	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。	保育課
106	保育コンシェルジュの配置	入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。	保育課
107	学童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。	放課後対策課
108	区立幼稚園預かり保育の実施	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。	庶務課（教育施策推進担当課長）
109	私立幼稚園一時預かり事業の推進	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり（幼稚園型）」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。	保育課
110	私立幼稚園等園児保護者援助事業（入園時補助を含む）	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	保育課

②幼児教育・保育の質の向上

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
111	子ども研修	子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	延べ受講者数	1,395人	1,800人

計画事業				
事業名		事業内容	担当課	
5	保育の質向上事業	【再掲】	保育課	
63	マイほいくえん事業	【再掲】	保育課	
112	保育指導事業	豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。	保育課	
113	保育の質ガイドライン関係事業	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。	保育課	
114	保育の質向上のための研修委託事業	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	保育課	
115	私立幼稚園教育環境整備事業	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。	保育課	
116	保育施設間の連携協力事業	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。	保育課	

第3章 施策の方向

117	地域型保育施設への連携協力事業	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。	保育課
118	保育施設の園外活動支援	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと、区立小学校の校庭など、園児の遊び場確保を図ります。	保育課
119	保育施設の運営充実助成	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。	保育課

③幼稚園・保育所と小学校の連携

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
120 保幼小連携推進プログラムの作成	就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成します。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行います。	保育課 庶務課（教育施策推進担当課長） 指導課
121 保幼小連絡会（仮称）の設置	幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置します。	庶務課（教育施策推進担当課長）

取組の方向性

(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

【現状と課題】

学校は、学習機会の提供のほかにも多くの成長の機会を子どもたちへ与えてくれます。令和5年度に実施したアンケートの結果では、ホッとする場所として「自分の部屋」や「家庭」の次に「学校の教室」が選ばれており、学校が子どもの生活にとって重要な場所であることが伺えます。また、「学校で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていきますか。」の設問に対しては、29.7%の子どもがとてもなっている、「学校であなたの意見や思いは大切にされましたか。」の設問に対しては、35.4%の子どもがとても大切にされていると回答しています。一方、区立小中学校教職員の31.0%が「子どもの気持ちや意見を聞くことがとてもできている」と回答し、11.1%が「子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子どもが安心して学び、将来への希望をもって、健やかに成長するためには、子ども自身が、自らの権利について十分に理解し、他者も自分と同様に権利を持っていることを認識することが重要です。

【方向性】

子どもが自分たちの権利について理解し、お互いの権利を尊重する関係性を築けるように取組を推進していきます。また、学校において、子どもたちが自発的に行動し、自由に意見を述べることができ、それが尊重されていると実感できるように、子どもの意見表明を促進します。さらに、スポーツや文化活動等、多岐に渡る活動を通じて子どもの創造性や感受性を育成し、豊かな成長を支えるための取組を進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和5年度	・小学生 64.8% ・中高生 55.0%	↗
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 8.0% ・中高生 4.9%	↘
学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和5年度	・小学生 63.9% ・中高生 69.1%	↗
学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いている回答した小中学校教職員の割合	令和5年度	・小学校教職員 89.1% ・中学校教職員 94.3%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの権利に関する継続的な学びの推進

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
122 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】		学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数①子ども若者課 ②指導課	①8校 ②5校	①22校 ②毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
123 人権課題に対する教育の充実	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。		指導課
124 道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。		指導課

②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
125 子どもの主体的活動への支援の推進		子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
		活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。
担当課	指導課			

③学校における活動・体験機会の充実

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
126 伝統・文化の継承	日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸凧づくり、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。		指導課
127 次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。		指導課

取組の方向性

(3) 子どもに関わる人への支援

【現状と課題】

子どもの権利が保障されるためには、大人が子どもの権利を理解し、信頼関係を構築することが必要不可欠です。「子どもの権利に関する条例」では、子どもに関わる施設の職員や区民、事業者等、子どもに関わる大人の責務を規定しています。令和5年度に実施したアンケートでは、条例を知らない割合が保護者では53.1%、地域団体では19.8%、区施設職員では6.1%でした。これら認知度は、平成30年度に実施したアンケートと比較すると高まっていますが、十分であるとは言えません。

子ども・若者の権利が尊重されるためには、子ども・若者に関わる人が権利について理解することが必要であり、また、そういった人への支援を通して子ども・若者支援の質を高めることが重要です。

【方向性】

学校や保育園などの子どもに関わる施設職員をはじめとして、地域で子ども・若者支援に関わる方々への「子どもの権利に関する条例」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図ります。

また、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進することで、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状	目指す方向性 (令和11年度)
子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 区施設職員 77.0% 地域団体等 57.3% 	↗
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和5年度 <ul style="list-style-type: none"> 区施設職員 42.4% 地域団体等 66.8% 	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもに関わる人への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
128 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】		子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①10回 ②3回 ③1回	①10回 ②7回 ③3回

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
111 子ども研修	【再掲】	子ども若者課
114 保育の質向上のための研修委託事業	【再掲】	保育課

②子どもに関わる人のための環境整備

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
129 教員の働き方改革推進事業		学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	<p>「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。</p> <p>①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。</p> <p>②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。</p> <p>③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。</p>	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	指導課	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①研修2回、相談41日 ②30校 ③2校に配置	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③区立中学校4校に配置

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
34 スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】	教育センター
130 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	学務課

<目指す姿Ⅳ> 若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

取組の方向性

(1) 若者の自立支援

【現状と課題】

子ども若者総合相談「アシスとしま」では、就労や学校、家族関係、生活習慣など、若者やその家族から多種多様な相談が寄せられています。核家族化や地域コミュニティの希薄化、教育の高度化・細分化や働き方の多様化等により、若者の孤独や孤立が高まっています。

令和5年度に実施したアンケート調査においても、若者の49.3%が「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験がある」と回答しています。また、「自分ほまわりから取り残されていると思う」と回答した若者は21.4%、「自分には話せる人がいないと思う」と回答した若者は19.7%、「自分はひとりぼっちだと思う」と回答した若者は16.1%、「自分が役に立たないと強く感じている」と回答した若者は40.8%であり、若者の孤独や不安及びそれに伴う無力感が子どもと比べて大きいことが伺えました。若者の自己肯定感を育み、自己効力感を高めて主体的な生活を送るための支援が求められます。

そのためには、こうした若者の抱える多様な悩みや困難を受け止め、若者本人を尊重しながら、健康や日常生活、就労等、必要な支援をしていくことが重要です。

【方向性】

若者それぞれが自らの人生を主体的に送れるよう、一人ひとりの気持ちに寄り添い、健康や日常生活、就労など、必要な支援を実施していきます。

健康や日常生活の支援としては、情報の提供や啓発活動、病気の予防や早期治療に繋がる各種健診サービスの提供、体の健康や心の悩みを聴く相談窓口での支援など、若者の生活力向上に繋がる事業を実施していきます。

また、就労への支援が必要な若者に対しては、就労に向けたスキルアップや、インターンなどの就労体験ができる機会の提供、就労に関する悩みや不安に関する相談窓口の設置など、若者の経済的自立に繋がる就労という観点で、若者の成長を後押しする様々な取組を行っていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
自分のことが「好き」と回答した若者の割合 (好き+だいたい好き)	令和5年度	65.0%	↗
今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことが「ある」と回答した若者の割合	令和5年度	49.3%	↘
自分には「話せる人がいない」と回答した若者の割合	令和5年度	19.7%	↘
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求められることができると回答した割合	令和5年度	75.7%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①日常生活への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
131 中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	中高生センタージャンプにおいて、料理や掃除などの日常生活に関する講座や、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業（東京都エイズ啓発事業ふぉー・てぃー/NPO ビッコラーレ）により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身に着ける機会を提供します。	子ども若者課
132 鬼子母神 plus	池袋保健所 1 階に、女性や若年者の結婚・妊娠・出産・子育てといったライフプラン形成のための情報発信スペース「鬼子母神 plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。	地域保健課
133 若年者向け(40 歳未満)健診事業	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診（男性）、女性の骨太健診を実施しています。	健康推進課
134 子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で 20 歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2 年に 1 回の定期的な受診を推奨しています。	地域保健課
135 子ども・若者への消費者教育推進事業	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	生活産業課
136 自殺・うつ病の予防対策	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	保健予防課
137 青少年自殺予防対策事業	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。また、コラージュ・サンドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。	子ども若者課
138 DV・デート DV 防止のための周知啓発事業	DV やデート DV 防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。 また、区立中学生等を対象とした「デート DV 予防教室」の実施など、若年層に対してデート DV 防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間の DV 発生防止を図ります。	男女平等推進センター

②経済的自立への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
84 被保護者次世代育成支援事業	【再掲】	生活福祉課 整備生活福祉課
139 就業支援事業	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋（池袋職業安定所）や東京しごと財団（東京都）、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。	生活産業課
新規 140 自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター）	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方々が抱える様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。	福祉総務課
141 就労準備・社会参加支援事業	直ちに就労することや、就労の継続が難しいなど就労困難者へ個々の課題に応じた支援プランを作成し、関係機関と連携したチーム支援など対象者に寄り添った支援を行います。	福祉総務課

取組の方向性

(2) 若者の社会参画支援

【現状と課題】

令和5年度の若者を対象として自分の居場所を尋ねたアンケート調査では、「自分の部屋」が81.8%、「家庭」が58.2%である一方、「学校」は21.1%、「職場」は12.1%、「地域」は13.2%に留まり、「インターネット空間」を居場所として回答した若者は30.7%でした。これまでに地域活動に参加してことのある若者は43.9%であり、地域や社会とのつながりが希薄であることが伺えます。これに起因する個人や家族の孤立や家庭教育・学校教育の格差等により孤独や生きづらさを感じる若者が増えています。

豊島区では、こういった若者のうち、困難を抱える若年女性を早期に支援につなげていくための情報発信や研修等の取組である「すずらんスマイルプロジェクト」を企業や民間支援団体等と連携・協働して進めています。若者が主体的に成長していけるように更なる仕組みの構築が求められています。

地域の中にどのような場所があるとよいと思うかについては、「気の合う同士でおしゃべりしたり、ゆったり過ごせたりする場所」と回答する若者が55.7%で最も多く、「自分のペースで静かに学習できる場所」が54.3%、「野外でからだを動かしてスポーツや活動できる場所」が50.4%と続きました。

【方向性】

自宅と学校、職場以外での若者のつながりを充実化させるため、若者が安心して自由に過ごす居場所の提供や相談支援、その他、企業やNPO等と連携して若者の居場所や活動の場について意見交換や調査研究等を行いながら検討を進めていきます。

豊島区内の施設での若者の活動支援や、学びの場の提供を行います。また、地域活動や選挙等、社会参加の機会や情報の提供を行い、若者の社会参画を支援します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
若者がホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度	41.4%	↗
若者が「自分が役に立たないと感じている」と回答した割合	令和5年度	30.8%	↘
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した若者の割合	令和5年度	45.7%	↗
国政選挙や地方選挙に行っていないと回答した若者の割合	令和5年度	15.7%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的取組】

①居場所・活動の場の充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
142 中高生センタージャンプの若者支援		18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①60人 ②1,637人 ③544件	①80人 ②1,000人 ③500件

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
143 若者学びあい事業	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。		学習・スポーツ課
144 としまコミュニティ大学	豊島区と区内7大学（学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学）が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場です。		学習・スポーツ課
145 区立図書館におけるYA向けの取組	区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。		図書館課

②社会参画の推進

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
146 選挙普及啓発事業	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。		選挙管理委員会事務局
147 地域防災力向上事業	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講座への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組みます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。		防災危機管理課
143 若者学びあい事業	【再掲】		学習・スポーツ課
148 すずらんスマイルプロジェクト	生きづらさを抱える10代・20代の若年女性の困難な問題や状態に早い段階で気づき、区の相談窓口や施策、関係機関や民間支援団体等による適切な支援につなげていくため、当事者に届けるための情報発信や、職員のスキルアップに向けた研修、企業や民間支援団体等と連携・協働した取り組みを実施します		男女平等推進センター

新規

<目指す姿V> 子ども・若者が 安心して 生きることができるまち

取組の方向性

(1) 一人ひとりに寄り添った支援

【現状と課題】

豊島区における児童虐待通告件数は年々増加傾向にあります。令和4年度に実施した豊島区ヤングケアラー調査[※]では、2.2%の子どもが自分はヤングケアラーにあてはまると回答しました。令和5年2月には児童相談所を開設しました。関係機関で連携し、複雑化・多様化する児童虐待の相談に対応しています。子どもの安全と健やかな成長を支える持続可能な支援体制を強化し、更に整えていくことが求められています。

不登校児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加しています。令和5年度に実施したアンケート調査では小学生の6.6%、中学生の4.4%の子どもが学校は楽しいと思わないと回答しており、こうした子どもへの支援が求められています。

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいの状態、愛の手帳所持者数は微増傾向にあります。令和6年4月には、専門性の高い児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族及び関係者を総合的にサポートする地域に根差した中核的施設として児童発達支援センターを開設しました。また、医療的ケア児及びその家族を身近な地域で支えられるようにするため、関係部署や医師会等で構成する協議会を立ち上げ、医療的ケア児等コーディネーターの配置や庁舎内の相談窓口開設等、取り組みを進めています。引き続き、総合的な支援体制の強化と支援内容の充実が求められています。

豊島区の外国人住民人口は、コロナ禍により減少するも、令和4年度以降は増加しており、外国人住民の比率は、23区内では新宿区に次ぎ2番目となっています。

豊島区における15～39歳の死因の約4割が自殺であり、自殺者に占める20～30代の割合が高くなっています。子ども・若者の自殺予防が重要な課題となっています。

※豊島区ヤングケアラー実態調査

(<https://www.city.toshima.lg.jp/265/kosodate/kosodate/shiencenter/2207122034.html>)

【方向性】

虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、障害、外国ルーツなど、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。一人ひとりの状況にこちらから寄り添い、相談しながら必要な支援を進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度	・小学生 64.8% ・中学生 55.0%	↗
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	・小学生保護者 3.7% ・中学生保護者 7.3% ・高校生保護者 11.0%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの虐待防止（再掲）、ヤングケアラーへの支援

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
25 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課 子ども家庭支援センター	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②43回	①2回 ②40回

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
36 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子ども若者課
37 児童相談所の運営	【再掲】	児童相談課
42 子ども家庭女性相談事業	【再掲】	子育て支援課
91 母子生活支援施設	【再掲】	子育て支援課

②社会的養育の推進

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
149 社会的養育促進事業 新規	民間事業者（フォスターリング機関）も活用した家庭養育の普及啓発、委託促進とともに、社会的擁護の担い手の一つである児童養護施設の誘致を検討します。	児童相談課

③子どものいじめ防止（再掲）、不登校、ひきこもりへの支援

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
39 子ども若者総合相談事業（アシスとしま）【再掲】	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施します。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課 子ども若者課	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①31件 ②17件	①20件 ②20件

第3章 施策の方向

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
33 スクールカウンセラー事業	【再掲】	指導課 教育センター
34 スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】	教育センター
35 「としま子どもの権利相談室」の運営	【再掲】	子ども若者課
36 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子ども若者課
150 柚子の木教室（適応指導教室）	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	教育センター
151 教育相談	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育センター

④障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
152 発達支援相談事業	心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業） 	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	調整中	調整中

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
94 医療的ケア児の受入れ	【再掲】	保育課
新規 153 重度障害者の大学等修学支援事業	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	障害福祉課
154 児童発達支援センターの運営	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「児童発達支援センター」を設置し、運営します。	子ども家庭支援センター
155 発達障害者相談窓口	発達障害全般に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	障害福祉課

第3章 施策の方向

156	固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。	指導課
157	巡回子育て発達相談事業	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	子ども家庭支援センター
158	発達障害者心理相談補助事業	豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談（カウンセリング）を受ける際の費用の一部を補助します。	障害福祉課
159	障害児保育事業	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ伺う障害児訪問保育を実施します。	保育課
160	学童クラブでの障害児受入	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	放課後対策課
161	障害児通所支援事業	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【医療型児童発達支援】医療型児童発達事業所において、児童発達支援及び治療を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等デイサービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	障害福祉課
162	障害者（児）日中一時支援事業	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	障害福祉課
163	発達障害者支援ネットワーク会議	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一貫した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	障害福祉課
164	障害者サポート講座	各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。	障害福祉課
165	障害者文化活動推進事業	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まるごとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika 池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催します。	障害福祉課
166	余暇活動支援（ほっと・サロン事業）	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を過ごせる場を提供し、就労の定着を目指します。	障害福祉課
167	就労促進支援事業	一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的なイメージにつながる機会を提供します。企業実習等を通して、職場体験を行い、適正な職業を見つけていきます。	障害福祉課
168	日曜教室（つばさCLUB）	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	学習・スポーツ課
169	マルチメディアデジの充実	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアデジの活用により、読書環境を整備します。	図書館課

第3章 施策の方向

170	区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	学務課
171	障害者雇用推進	障害者雇用を推進し雇用環境を整備します。また、オフィスサポートセンターの設置等、区自らが就労機会の拡大を図ることで、区民や職員に障害者雇用促進についての理解を深めていきます。	人事課
172	医療的ケア児等支援協議会	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が一堂に会し、医療的ケア児等への取り組みや支援について意見交換や情報共有を図ります。	障害福祉課

⑤外国にルーツを持つ子ども・若者への支援

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
173	日本語指導教室	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を容易にします。その際、児童の個々の状況に合わせた個別指導を行います。	教育センター
174	日本語初期指導事業	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して学校生活に適應できるよう通訳を派遣します。	教育センター
175	外国籍の子どもへの学習支援	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	教育センター
130	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	【再掲】	学務課

⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
176	保護観察対象少年に対する就労支援事業	保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	子ども若者課
177	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。	子ども若者課
178	更生保護サポートセンターの運営支援	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	子ども若者課

⑦その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
179	女性の専門相談	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	男女平等推進センター
180	緊急一時保護	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
181	多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	男女平等推進センター

第3章 施策の方向

136	自殺・うつ病の予防対策	【再掲】	保健予防課
137	青少年自殺予防対策事業	【再掲】	子ども若者課
138	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	【再掲】	男女平等推進センター
148	すずらんスマイルプロジェクト	【再掲】	男女平等推進センター

新規